

浄化槽設置事業の補助について

那珂市では、生活環境改善並びに公共用水域（河川・湖沼など）の水質汚濁の防止を目的に、合併処理浄化槽を設置する家庭に対し那珂市浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき設置費の一部を補助しています。

◆補助交付の対象

公共下水道の認可区域外及び農業集落排水事業区域以外の専用住宅です。

- ① 汲み取り便所から合併処理浄化槽へ改造
- ② 単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への布設替え
- ③ 既に設置してある合併処理浄化槽の老朽化に伴う布設替え
- ④ 建物新築等に伴う合併処理浄化槽の新設

◆補助交付の対象外

- ① 建築基準法第6条第1項に基づく確認申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出をせずに設置する合併処理浄化槽
- ② 営利を目的とする住宅に設置する合併処理浄化槽
- ③ 専門の業者（茨城県登録の浄化槽工事業者）以外が工事する場合
- ④ 店舗併用住宅における店舗部分が延床面積の2分の1以上である場合

◆合併処理浄化槽補助金額

| 人 槽 | 区 分 | 補助金額 |
|--------|-----------------------|----------|
| 5人槽 | 延床面積が140㎡以下のもの | 294,000円 |
| 6～7人槽 | 延床面積が140㎡を超えるもの | 342,000円 |
| 8～10人槽 | 2世帯住宅(トイレ、台所、風呂が2つある) | 459,000円 |

◆単独処理浄化槽撤去補助、宅内配管工事補助、敷地内処理装置設置補助金額

| 区 分 | 補助金額 |
|--|----------|
| 単独処理浄化槽撤去補助金 | 90,000円 |
| 宅内配管工事補助金 (単独処理浄化槽を撤去する場合) | 300,000円 |
| 宅内配管工事補助金 (汲み取り便所からの改造など単独処理浄化槽撤去を伴わない場合) | 200,000円 |
| 敷地内処理装置設置補助金 | 50,000円 |

※新築、既存家屋の建て替え及び既設合併処理浄化槽の布設替えを除く。

◆浄化槽設置工事及び補助金の申請手続きについて

- ① 着工前に設置補助申請書に必要書類を添えて申請を行う必要があります。
- ② 浄化槽の設置工事は、茨城県登録浄化槽工事業者のみが行うことができます。
(工事業者一覧は那珂市下水道課ホームページにご案内のリンクがございます。)
- ③ 設置や補助金申請等の手続きについても、一般的には工事業者を通してご提出いただいております。
- ④ 電話、FAX等による受付及び予約はいたしません。